

軽自動車税(種別割)のしおり



(問い合わせ先)宮崎市役所市民税課諸税係
電話21-1742

1. 納税義務者

毎年4月1日(賦課期日)現在、宮崎市内に主たる定置場のある軽自動車等を所有している方です。税率は下記のとおりです。年税額で課税されるため、普通自動車のように月割で課税はできません。

2. 税額及び車両の登録等に関する手続場所

【原動機付自転車、二輪の軽自動車等】

車種区分			税率(年額)	手続場所
 原動機付自転車	原付一種 一般	総排気量50CC以下 または定格出力0.6Kw以下のもの(ミニカーを除く)	2,000 円	宮崎市役所 市民税課 Tel 21-1742 または 各総合支所地域市民福祉課 または 各地域センター ※特定小型原動機付自転車については市民税課のみ
	原付一種 特定小型※	定格出力0.6Kw以下のもので、 長さ1.9m以下、幅0.6m以下、最高速度20Km/h以下のもの	2,000 円	
	原付二種 乙	二輪のもので、総排気量50CCを超え90CC以下 または定格出力0.6Kwを超え0.8Kw以下のもの	2,000 円	
	原付二種 甲	二輪のもので、総排気量90CCを超え125CC以下 または定格出力0.8Kwを超え1Kw以下のもの	2,400 円	
	ミニカー	三輪以上で総排気量が20CCを超え50CC以下 または定格出力0.25Kwを超え0.6Kw以下のもの	3,700 円	
 小型特殊自動車	農耕作業車	最高速度35Km/h未満で、乗用装置があるもの 農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車、 田植機及び国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車	2,400 円	
	その他(特殊)	長さ4.7m以下、幅1.7m以下、高さ2.8m以下、 最高速度15Km/h以下で、乗用装置があるもの	5,900 円	
軽二輪車			3,600 円	宮崎運輸支局 大字本郷北方2735番地3 Tel050-5540-2088
小型二輪車			6,000 円	

【三輪および四輪の軽自動車】

車種区分			税率(年額)			手続場所	
			(1)初度検査 年月がH27.4.1 以降の車両 ※	(2)初度検査 年月から13年 経過した車両	(1)(2)以外		
初度検査年月は車検証に記載されています。							
 軽自動車	三輪	総排気量660CC以下	3,900 円	4,600 円	3,100 円	軽自動車検査協会 宮崎事務所 大字本郷北方2729番地4 Tel050-3816-1760	
			乗用	営業用 6,900 円	8,200 円		5,500 円
	四輪以上	総排気量 660CC以下	乗用	自家用 10,800 円	12,900 円		7,200 円
			貨物	営業用 3,800 円	4,500 円		3,000 円
				自家用 5,000 円	6,000 円		4,000 円

※ (1)の車両のうち、環境性能の優れた車両については、その性能に応じて初年度の軽自動車税(種別割)が軽減されます。

3. 身体障がい等の減免について

(1)対象者

減免する年度の4月1日(賦課期日)現在、身体障がい者手帳、戦傷病者手帳(障がい等級に制限有り)、療育手帳(A・B)、精神障がい者保健福祉手帳(1級から3級)の交付を受けている方で、障がい者本人または同居など一定の要件に該当する家族が所有している軽自動車などを使用している方

(2)申請に必要なもの

- ① 身体障がい者手帳等
- ② 届出者の本人確認書類
- ③ 車検証(軽自動車届出済証)
(電子車検証の場合、自動車検査証記録事項)
- ④ 運転者の運転免許証 ⑤ 納税通知書
- ⑥ 納税義務者個人番号が確認できるもの
(個人番号カード、通知カードなど)

※障がい者と別居の家族が所有する車両の減免には、生計同一の確認ができる書類が必要です。

(3)申請期間、場所

期間: 5月1日から31日まで(土日祝日除く、
31日が土日祝日の場合は翌開庁日まで)

場所: 市民税課、各総合支所地域市民福祉課

※申請期間を過ぎると受付できません。

※前年度に減免を受けた方で、申請内容に変更がない方は、5月上旬に送付する継続の申請書を期限内にご返送ください。

(買い換えなど、変更がある場合、上記期間中に、窓口にて、新たに手続きが必要です)

障がいの区分	障がいの等級					
	1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚障がい	●	●	●	●		
聴覚障がい		●	●	●		
平衡機能障がい			●		●	
音声機能障がい			●			
上肢不自由	●	●	●			
下肢不自由	●	●	●	●	●	●
体幹不自由	●	●	●		●	
乳幼児期以前の 非進行性の脳病変に よる運動機能障がい	上肢機能障がい	●	●	●		
	移動機能障がい	●	●	●	●	●
心臓機能・じん臓機能・呼吸器機能・ ぼうこう又は直腸の機能・小腸の機能障がい	●		●	●		
肝臓機能障がい	●	●	●	●		
ヒト免疫不全ウイルスによる 免疫機能障がい	●	●	●	●		
併合障がい	●	●	●	●		